

一九八四年五月一五日のフランス破毀院の判決

尾 中 普 子 訳

一 一九八四年五月一五日にフランスの破毀院刑事部は公衆衛生法典の第六二六条(有毒とされた物質を医師の処方によって調合することなどの禁止)の規定を適用した事案で、消費者連合協会を、損害賠償請求の当事者としてその訴えが受理されるべきであると裁決をした。

この判決における争点は医師と患者との関係を一般取引における製造者、販売者と消費者として考えることの是非である。わが国では制度的にも、解釈上も、患者を消費者とし、かつ協会が損害賠償請求の当事者として、医師に対して責任を追求することは、認められず、とられてもいない。フランスとわが国での取扱いのこのような差異は、基

本的には医療制度の違い、一般的には医師の地位の差異にもよるものと考えられる。医療制度も変化しつつある現在、フランスでの状況も決して他山の石とはいえないであろう。

このような事情の下で、ここでは、前記破毀院の判決の全文について、紹介するものである。

二 破毀院、一九八四年五月一五日の判決⁽¹⁾

一九八三年一月二六日のパリ控訴院第二部の判決に対するアムザラルグ・マルク(Amazalg Marc 以下被告とする)によって提起された上訴について以下のように裁決する。

(その控訴院判決は、公衆衛生法典の違反のために、被告に対してなされた訴追において、第一審判決を無効とし、附帯私訴の当事者 (Union fédérale des Consommateurs —— 以下協会とする) の訴えが受理されるべきであると言い渡し、かつ原因の取調べを後日の審問に移送する理由があると判示し、送付したものである)

一九八四年二月一三日のオールドナンス(参照)によって破毀院刑事部の部長は、前記上訴の即時の審査を命令した；提出された「訴訟の」趣意書を参照；

刑事訴訟法五五一条四項、五六五条、五九三条、および八〇二条の規定の違反から認められた破毀の第一の理由「について」、——「上訴の」理由がなく、法的根拠がないこと；攻撃された判決は、召喚「状」(citation)無効の抗弁を排斥した；その令状 (exploit) の無効は、それに関係する者の利益を害することになる場合でしか言い渡すことができないこと； 本件において刑訴五五一条四項の要求に違反することとは、防禦の損害を生じなかったこと； 召喚が協会の名で裁判所に訴えるための資格を有する者の申請において適切に引き渡された場合には、違反は防禦として確かめるこ

とを妨げなかったこと。したがってその者に対して訴えを行うことが可能であったこと； それは前記協会の会長たるベルナルデイが、その資格において裁判上協会を代表しその協会が書類を伝達し、かつすべて⁽²⁾の告訴・告発を提起し、とくに一九七三年の一月二七日の法律一一九三号の第四六条の文言にしたがって、附帯私訴の当事者 (Partie civile) となること；刑訴五五一条四項によって、附帯私訴の当事者の申請に対して引き渡された召喚「状」は、姓名、職業、現住所または法定住所を記載しなければならぬこと；この重要な方式は、本質的には、召喚がその法人の名で訴えを行うための資格を有する自然人の申請において、適切に引き渡された場合には、とくに審査することが認められること；本件においてその本質的な方式が欠ける場合には、訴訟の召喚の無効を生じさせなければならないこと； 事実審裁判官の陳述も、第一審裁判官に適法に服するいかなる結論も生じないこと、軽罪裁判所の面前で、附帯私訴の当事者である協会の申請において召喚された被告が、刑事訴訟法典の三五八条の要求にしたがって事実審におけ

るすべての防禦の前に召喚の無効を指適したこと、それは、令状が協会の名で訴えを行う自然人の指定をしなかったという事実から推論すると主張すること；したがって、さらに控訴審裁判官に提出されなかったその方式違反の理由は、控訴院の面前に提起されることはできないこと；以上のことから理由は受け入れられることができなかったこととなること；

一九七三年一月二七日の法律第四六条および刑事訴訟法五九三条の違反について用いた破毀の理由については、法的根拠のないこと；△攻撃された判決は、協会によって生じた民事訴権 (action civile) を受理できると云い渡したこと；販売者および製造業者を規制する一九七三年の一月二七日の法律の第四六条は、その目的のために認められた消費者の防禦を法律上目的とするので、消費者の団体的利益に対する違反によって生じた間接的な損害ですら、賠償を訴求することを、法規にかなった協会に認めること；本件において、規定の違反が行われた場合には医師によって不正に処方された調合を使用するようにさせられた患者

一九八四年五月一五日のフランス破毀院の判決 (尾中)

に、当然損害を生じること、一般的利益、ならびに消費者の利益において規定された法文の違反は、したがってそれらの使用者または原告である協会が代表する消費者の団体的利益の侵害を生じること。その損害は、被害者がうけたそれと公共の利益が侵害されたそれとは区別されること；しかし一方一九七三年一月二七日の法律、第四六条の、販売者および製造業者を規制する法文は、その目的のために認められた協会に、消費者の団体的利益における直接または間接の損害について定めているので、民事訴権の行使を認めたこと、その法文は、本来、医学の行使とは関係のない行為について定めること、したがって協会はもっぱら違反の法文によって定められた事件とは関係のない事件において訴訟を提起することを受理されるべきであると言い渡されることはできないこと；他方、起訴された行為において主張した被害者の挑発 (provocation) は、被害者がこうむったと主張する損害の賠償を排除すること；したがって協会から送られた者によって行われた挑発の法的要素を主張する控訴院は、民事訴権を行使することは承

認しがたいと言ひ渡さなければならなかつたこと、さらに訴訟がどのような状態であつても、控訴院は、ある直接の現実の損害の存在、および公共的利益に生じた損害とは異なることを特徴づけられなかつたこと；したがつて協会が、附帯私訴の当事者となることは受理しがたいこと〔と被告は主張したこと〕；

第一および第三にとられた理由について、被告が一九八二年二月二五日のデクレ二〇〇号によつて定められた分類の異なつたグループに属する有毒の物質を含んで、医師の調査により処方したために公衆衛生法典六二六号の違反による拘留の下に、刑事裁判官の面前に召喚されたことは訴訟手続の取調べおよび事実審裁判官の陳述に明らかであること；

被告が、附帯私訴の当事者の訴えが受理しがたいことを主張したので、控訴院はその理由を排斥し、かつ協会が一九七三年一月二七日の法律一一九三号の第四六条および一九七四年五月一七日のデクレの適用によつて定められた条件において協会が、民事訴権を行使するために認められ

たことを認定したのち、その訴権は受理できると判定するために、被告による公衆衛生法典六二六条および一九八二年二月二五日の前記デクレの違反について△その違反が行われた場合にはそれらの医師によつて不正に処方された調合を使用するようにさせられ患者に当然に損害が生じること▽△かつ公共的利益におけるのと同様に消費者の利益において規定された法文のその違反は、したがつて原告である協会が代表するそれらの使用者または消費者の団体的利益の侵害を生じさせること▽と挙示したこと；

それらの理由の状態において、控訴院は、その決定に、法定の根拠を与えたこと；さらに一方では、一九七三年一月二七日の法律の第四六条は、医療契約の遂行において、本件におけるように与えられた業務の際になされた違反にその適用を排斥する制限を含まないこと；そのような契約を医師と締結する者は前記業務の消費者として、上記の四六条の意味において、考慮されなければならないこと；他方、協会が消費者の利益の防禦の目的を有し、その目的のために認められたことを適法に言ひ渡された協会は、消

費者の団体的利益の侵害によって生ずる間接的な損害ですら、その賠償を訴求することを認められること。

第二の理由について：

被告は、訴追を証明するために提出された証拠の要素は、違法な手続によって得られたことを、控訴裁判所の面前で主張したので、控訴院は、その理由の取調べは本案の取調べと区別されるべきではなかったことを正当に判断したこと； 実際にはそれは四五九条および五一二条に基づくと、控訴院は、本案において控訴院が申し立てをうけた附帯控訴を抗弁と併合しなければならないこと 但し、絶対的に不可能の場合または即決裁判が、公序良俗に関する規定によって命じられた場合には、この限りでない； このことからそれぞれにおいて、その理由は排斥されなければならないこと； これらのことにかんがみて判決は形式において適式であること；それらの理由により「上訴を」排斥する。

(1) Cass. 15 Mai 1984, Recueil Dalloz Sirey 20 Mars 1986, p. 106.

(2) 刑事裁判所において、当該事件について公権（起訴）

一九八四年五月一五日のフランス破産院の判決（尾中）

と民事訴権（損害賠償請求）の行使をみとめられた当事者をいう。

(3) 当該事件において、損害賠償請求をするためにみとめられた訴権であり、これは刑事裁判所または民事裁判所においても行使できるものである。